

第6表 行政訴訟事件

(件)

区分		年次						31・元	摘 要
		26	27	28	29	30			
当 労 働 委 員 会 命 令 件 数 (A) (注1)		(5) 5	(2) 2	(1) 1	(4) 4	(3) 3	(1) 1		
行 政 訴 訟 提 起 比 率 (B/A×100) (注2)		20%	0%	0%	25%	33%	0%		
係 属	前 年 繰 越 し	3 (1)	1	2		1	2		
	新 規	地 方 裁 判 所 (B)	1			1	1	(1)	
		高 等 裁 判 所	1					1	
		最 高 裁 判 所		2					
		小 計	2	2		1	1	1 (1)	
	計	5 (1)	3	2	1	2	3 (1)		
終 結	取 下 げ ・ 和 解	2							
	判 決	2	1	1		1	2		
	決 定	(1)		1			(1)		
	計	4 (1)	1	2		1	2 (1)		
翌 年 繰 越 し		1	2		1	1	1		

(注1) 当労働委員会命令件数欄の上段の()は事件数であり、下段は命令件数である。

(注2) 行政訴訟提起比率欄の割合は、緊急命令申立て事件数及び高等裁判所控訴事件数を除いて計算している。

(注3) 係属、終結及び翌年繰越し欄の下段()は本案事件に付随して緊急命令申立てを行った案件に係るものである。

(注4) 最高裁判所への上告及び上告受理申立ては、それぞれを1件と計上している。

当委員会の命令に係る行政訴訟事件は、前年から繰り越された本案事件2件、新規の本案事件1件及び繰り越された本案事件に係る新規の緊急命令申立事件1件が係属した。

これらのうち本案事件2件が判決により、緊急命令申立事件1件が決定により終結し、本案事件1件が翌年に繰り越した。